

## ■ 計画策定の背景

・国の無電柱化推進計画にて、都道府県及び市町村の無電柱化推進計画策定が努力義務で規定。

計画策定の背景

2016年12月  
無電柱化の推進に関する法律 施行

・無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進。  
・地方自治体は、国の計画を踏まえ、無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるとされている。

法第二章 第八条  
都道府県は、無電柱化推進計画を基本として、その都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならない。

2018年4月 【計画期間】2018年度～2020年度  
国の無電柱化推進計画 閣議決定

【実施すべき施策】

### 対象1 防災

・都市部(DID)内の第1次緊急輸送道路 (34→42%)

### 対象2 安全・円滑な交通確保

・バリアフリー化の必要な特定道路 (15→51%)

### 対象3 景観形成・観光振興

・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路 (37→79%)

・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路 (26→74%)

・景観法に基づく景観地区等を代表する道路 (56→70%)

### 対象4 オリンピック・パラリンピック関連

・センター・コア・エリア内の幹線道路 (92%→完了)

## 愛知県無電柱化推進計画

2020年2月

無電柱化の推進に関する法律に基づき、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図るため、「愛知県無電柱化推進計画」を策定

## ■ 愛知県無電柱化推進計画の概要

### ◇計画の期間

2019年度(令和元年度)から2020年度(令和2年度)までとする。

### ◇計画の目標

年度	2019	2020	2021～
整備延長	2.66km	0.88km	2020年夏頃を目途に優先順位等を整理
計画	今回計画		次期計画

### ◇無電柱化の対象分野

#### 対象1 防災

電柱倒壊による災害の防止、及び情報通信ネットワークの信頼性の向上を図るため、緊急輸送道路をはじめ、避難所へのアクセス道等において無電柱化を推進

#### 対象2 安全・円滑な交通確保

生活関連経路や乗降客の多い交通結節点において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進

事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から無電柱化を推進

#### 対象3 景観形成・観光振興

自然、歴史に加え、産業により創出される特色ある地区など、良好な景観を確保すべき地区や、本県の観光振興に寄与する地区、およびそれらをつなぐ路線に対し、無電柱化を推進

### ◇無電柱化の課題

#### 課題1 高額な整備費用の縮減

電線共同溝の整備費用は、施設整備延長1kmあたり5.3億円と高額で、低コスト手法の検討を始めたとして整備費用の縮減が大きな課題となっている。

#### 課題2 迅速な事業実施

無電柱化事業の実施にあたっては、設計、本体工事のほかに、支障移転、占用手続きなど、関係事業者と多くの調整を要し長期化するため、事業者間で綿密な調整が必要となる。

### ◇今後の対応

#### 対応1 低コスト手法の検討

・道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)-Ver.2 - (平成31年3月 国土交通省道路局環境安全・防災課)を活用  
・小型ボックスの標準仕様の設定を国へ要望

#### 対応2 協議会を活用した連携・調整

・愛知県電線地中化推進協議会を活用し、電線管理者と道路管理者間で連携・調整を行う  
・県の各事業課で連携し、道路事業及び市街地開発事業等が実施される際に、電線管理者と調整して無電柱化事業を推進